

奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

～ポリ塩化ビフェニル廃棄物の全量適正処理をめざして～

平成16年3月
(平成29年 月改訂)

奈 良 県

「奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」目次

第1章 計画策定の経緯及び基本的事項	p1
1 計画策定の経緯	
2 計画の基本的事項	
(1) 計画の目的	
(2) 計画期間	
(3) 計画対象	
(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間	
(5) 計画の進捗管理及び見直し等	
第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状及び処分見込み量	p6
1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量	
2 ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用状況	
3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分量の見込み	
第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制	p9
1 拠点的広域処理施設による処理体制	
(1) 高圧変圧器・コンデンサー等	
(2) ポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	
(3) 安定器等・汚染物	
(4) 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	
2 収集運搬体制	
第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理の推進方策	p11
第1節 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品	
1 奈良県及び奈良市の役割	
(1) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の実態把握	
(2) 適正処理推進のための監視、指導等	
(3) 計画的処理を行うための調整及び計画的搬入	
(4) 関係機関との連携	
(5) 県民、事業者等の理解を深めるための方策	
(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による処理の推進	
2 保管事業者及び所有事業者の役割	
3 家電製品製造者の役割	
4 収集運搬業者の役割	
5 その他関係者の役割	

第2節 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

1 奈良県及び奈良市の役割

- (1) 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の実態把握
- (2) 適正処理推進のための監視、指導等
- (3) 関係機関との連携
- (4) 県民、事業者等の理解を深めるための方策

2 保管事業者及び所有事業者の役割

3 収集運搬業者の役割

4 処分業者等の役割

5 その他関係者の役割

第1章 計画策定の経緯及び基本的事項

1 計画策定の経緯

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有する物質であり、熱媒体、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用されてきた。我が国では、これまで、約59,000トンのPCBが生産され、このうち約54,000トンが国内で使用された。

昭和41年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が地球全体にまで及んでいることが明らかになってきた。また、我が国では、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、PCBによる汚染が問題となった。

このような状況を踏まえ、昭和47年からは、PCBの新たな製造はなくなり、さらに、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となった。

その後、我が国においては、高圧変圧器及び高圧コンデンサーを始めとしたPCB廃棄物について、その処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われてきたが、処分のめどが立たないまま長期にわたる保管が継続する中で、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となった。

PCBは、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であり、その難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動するという性質から、将来の世代にわたり、地球規模の環境汚染をもたらすものである。国際的には、PCB等の残留性有機汚染物質による環境汚染を防止するため、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）が平成13年5月に採択された。我が国は、平成14年7月の同条約締結の国会承認を経て、翌8月に加入した。この条約では、PCBに関し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分などが定められている。

このような状況において、PCBによる環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成13年7月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）が制定された。その後、国は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（当時は日本環境安全事業株式会社）を活用して高濃度PCB廃棄物の拠点的な広域処理施設（以下「拠点の広域処理施設」という。）の整備に着手し、拠点の広域処理施設が立地する地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成16年の北九州事業を始め、豊田事業（平成17年）、東京事業（平成17年）、大阪事業（平成18年）、北海道事業（平成20年）による処理が始まった。また、蛍光灯安定器等の処理も平成21年に北九州事業、平成25年に北海道事業において開始された。しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、作業に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となった。

PCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、毎年度保管や処分の状況についての届出を行うことのほか、政令で定める期間内の自ら処分又は処分委託が義務付けられている。この期間は、PCB特別措置法の施行時には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号。以下「施行令」という。）においてPCB特別措置法の施行の日から起算して15年（平成28年7月まで）と規定されていた。しかしながら、PCB特別措置法の施行後に微量のPCBに汚染された電気機器が大量に存在することが判明したことや、中間貯蔵・環境安全事業株式会社における処理が想定よりも遅れていることなどを踏まえ、平成24年12月に施行令が改正され、その期間は平成39年3月31日までとされた。平成26年6月には本計画が変更され、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限が設けられ、この変更後の計画に記載する発生量に含まれない高濃度PCB廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存

在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられた。計画的処理完了期限は最も早いもので平成30年度末、最も遅いものでも平成35年度末とされた。

この計画的処理完了期限と事業終了準備期間は、拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体との約束を踏まえて設定されたものであり、その達成に向けてあらゆる努力を払うことが必要である。しかしながら、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、その達成は決して容易ではないことから、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間（PCB特別措置法第10条第1項の規定に基づき高濃度PCB廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度PCB廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間をいう。以下同じ。）が設定され、この処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を自ら処分又は処分委託もしくは廃棄（PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等が義務付けられた。また、都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等の規定を盛り込んだPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第34号）が制定され、平成28年5月2日に公布された。

また、電気事業法（昭和39年法律第170号）においては、昭和51年10月からPCBを使用した電気工作物を新規に施設することが禁止されたが、昭和51年10月当時に既に設置されていたPCB使用電気工作物（電気工作物に該当するPCB使用製品をいう。以下同じ。）については、適切な管理の下で引き続き使用することが認められた。しかしながら、施設後約25年を経過しても依然として相当量のPCB使用電気工作物が使用されており、設備の経年劣化も懸念されていた。このため、PCB特別措置法が制定されたことと併せて、平成13年10月15日に電気事業法電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）が改正され、PCB使用電気工作物を設置する電気事業者等に、その使用及び廃止の状況について国に対し届け出ることが義務付けられた。さらに平成28年のPCB特別措置法の改正と併せて、電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、電気事業法に基づく経済産業省令（電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）及び電気関係報告規則）等の改正により、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとされた。

一方、PCB特別措置法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことを受け、国において焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に低濃度PCB廃棄物（高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物をいう。以下同じ。）が追加された。その後、当該制度を活用して低濃度PCB廃棄物の処理体制を確保する取組が始まり、平成22年から処理が始まった。

このほか、微量のPCBに汚染された柱上変圧器については、平成13年から電力会社が自社処理に取り組んでいる。

我が国において、PCB廃棄物は、過去約30年間処分がなされず保管を余儀なくされたが、これまでの取組により、PCB特別措置法の制定以降、大きく処理が進んだといえる。しかし、PCB廃棄物の処理完了に向けては、まだ道半ばであり、今後、計画的処理完了期限の一日も早い達成に向け、保管事業者、PCB使用製品を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）、PCB使用製品を製造した者（以下「製造者」という。）、国、地方公共団体、中間貯蔵・環境安全事業株式会社等の関係者があらゆる努力を払い、一丸となってこの問題を解決するという確固たる意思を持って、それぞれの責務を果たさなければならない。

このような経緯を踏まえ、国では、PCB廃棄物処理基本計画を平成28年7月に変更した。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「奈良県PCB廃棄物処理計画」という。）は、PCB特別措置法第7条の規定により、国がPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定したPCB廃棄物処理基本計画（平成28年7月策定）に即して定めることとされており、奈良県内のPCB廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する方策を明らかにし、確実かつ適正なPCB廃棄物の処理の推進を図ることを目的とする。なお、奈良県PCB廃棄物処理計画と他計画との関係は、図1のように図示される。

(2) 計画期間

この計画は、PCB特別措置法に定めるPCB廃棄物の処分の期限（平成39年3月31日）までを計画期間とする。

(3) 計画対象

奈良県内で保管又は使用されているPCB特別措置法第2条第1項に定めるPCB廃棄物及び同法第2条第3項に定めるPCB使用製品^(注)を対象とする。

(注) PCB廃棄物とは、PCB、PCBを含む油又は、PCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。また、PCB使用製品とは、PCB原液、PCBを含む油、PCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

次項以降において、PCB廃棄物及びPCB使用製品を併せて「PCB廃棄物等」、高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を併せて「高濃度PCB廃棄物等」、低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品を併せて「低濃度PCB廃棄物等」という。

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間

PCB廃棄物の処分期間は、国のPCB廃棄物処理基本計画に即して、表1のとおりとする。また、PCB特別措置法第18条第1項の規定に基づき、所有事業者（電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品の所有事業者を除く。）は、その高濃度PCB使用製品を処分期間内に廃棄し、さらに特例処分期限日までに処分を行わなければならない。

なお、低濃度PCB使用製品については、製品ごとに分析を要することから、機器運用上の制約により、用域に対応できない場合がある。このため、実態調査を十分に行った上で、PCB使用製品を廃棄し、又はPCBを除去するよう努めなければならない。

(5) 計画の進捗管理及び見直し等

本計画に基づく取組の進捗状況は、「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」に加え、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会が設置した「PCB廃棄物広域処理部会」及び、沖縄県、九州、中国、四国、近畿、東海エリア処理事業対象地域等で構成する「北九州PCB廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会」（次項以降において、両会議を併せて「広域協議会」という。）等でも取組の進捗状況を報告する機会があることから、その機会を活用し、少なくとも年一回以上の点検を実施する。

また、PCB廃棄物の保管事業所数及び保管数量、PCB使用製品の所有事業所数及び所有数量については毎年度公表することとし、これにより処分の見込み量が大幅に変動した場合、国のPCB廃棄物処理基本計画の変更及びPCB廃棄物の処理体制の整備状況等の変化等が発生した場合には、計画を適宜見直すこととする。

また、本計画を変更した場合には、県民及び事業者に周知するものとする。

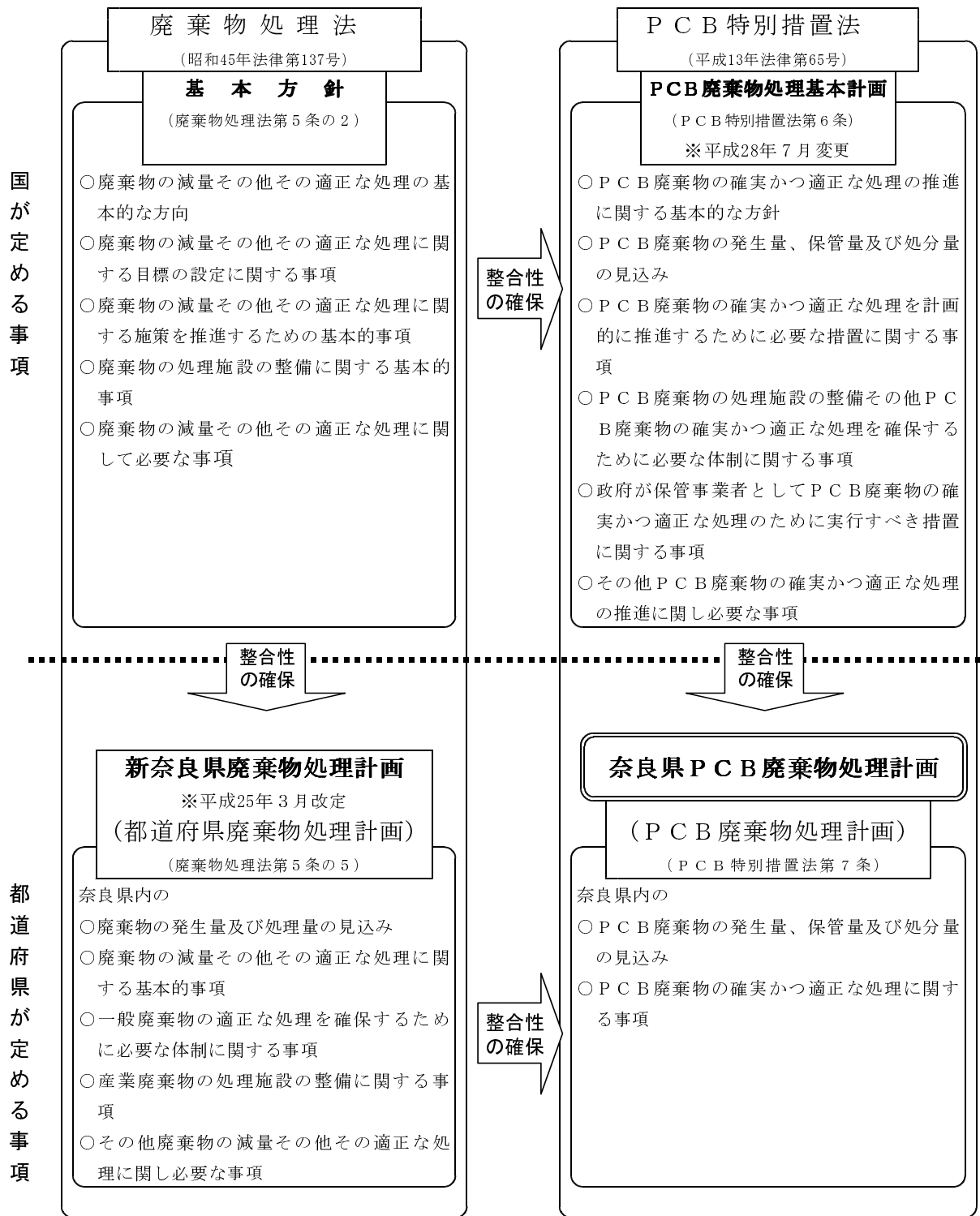


図1 奈良県PCB廃棄物処理計画と他計画との関係

表 1 P C B 廃棄物の処分期間

P C B 廃棄物の種類		処分期間 ^(注)	特例処分完了期限日 ^(注) (計画的処理完了期限)	事業終了 準備期間 ^(注)	実施場所
高濃度 P C B 廃棄物	高圧変圧器・コンデンサー等	平成33年3月31日	平成34年3月31日	平成34年4月1日から 平成37年3月31日まで	中間貯蔵・環境安全事 業株式会社大阪 P C B 処理事業所
(P C B 廃棄物 から 低濃度 P C B 廃棄物 を 除いた ものを いう。)	ポリプロピレン等を使用したコン デンサーの一部	平成34年3月31日	平成35年3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで	中間貯蔵・環境安全事 業株式会社豊田 P C B 処理事業所
	安定器等・汚染物	平成33年3月31日	平成34年3月31日	平成34年4月1日から 平成36年3月31日まで	中間貯蔵・環境安全事 業株式会社北九州 P C B 処理事業所
低濃度 P C B 廃棄物	微量の P C B に汚染された絶縁油 を使用した電気機器等(以下「微 量 P C B 汚染電気機器等」とい う。)及び P C B 濃度が 5,000mg/kg以下の P C B 廃棄物 (微量 P C B 汚染電気機器等を除 く)	(処分期間) 平成39年3月31日まで			廃棄物処理法に基づく 無害化処理認定施設

注) 「**処分期間**」は、平成28年の P C B 特別措置法の改正において、計画的処理完了期限(後述)を確実に達成するため、それぞれの計画的処理完了期限の1年前の日が、新たに「処分期間」として設定された。同法第10条第1項の規定に基づき、保管事業者は処分期間内に、原則として高濃度 P C B 廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

「**特例処分期限日**」は、処分期間の末日から起算して1年を経過した日を新たに「特例処分期限日」として設定。特例処分期限日までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する保管事業者及び所有事業者にあつては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の自ら処分、他人への処分委託又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を、処分期間に代えて特例処分期限日までに行うことができる。

「**計画的処理完了期限**」は、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に処分委託を行うことができる期限。
「**事業終了準備期間**」は、今後、新たに発生する廃棄物や、処理困難物への対応及び事業終了のため中間貯蔵・環境安全事業株式会社が準備を行う期間。

第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状及び処分見込量

PCB廃棄物等の保管事業者及び所有事業者は、PCB特別措置法に基づき、毎年度末の保管状況及び処分状況等を「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」により、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、当該市長）に届け出なければならないこととされており、これに違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとされている（PCB特別措置法第34条）。

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量

PCB特別措置法に基づき、奈良県内の保管事業者から届出があったPCB廃棄物の種類別の保管量（平成27年3月31日現在）は、表2-1のとおりである。

高圧変圧器、高圧コンデンサー以外でPCB廃棄物の主なものとして、蛍光灯用安定器がある。蛍光灯用安定器は、学校、工場等の事業所に使用された蛍光灯の安定器に含まれているものであるが、機器の性質上、不特定の事業所に販売されてきたため、正確な実態を把握するために、法の周知を徹底するなどにより、「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」による届出を行っていない事業者の把握に努めてきたところである。

2 ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用状況

PCB特別措置法が平成28年5月に改正され、電気工作物に該当するPCB使用製品以外については毎年度の届出が義務づけられたが、法改正前から、PCBを使用し、又は含んだ製品で現に使用されているもののみ所持する事業者についても、将来的には必ず廃棄物となることから、当該製品を使用する事業者に対してもその製品の使用について届出を行うよう協力を求めてきたところである。

また、PCB廃棄物となった時点においても、適正処理が必要であることなどを啓発及び指導してきたところである。

電気事業法においては、PCB使用電気工作物の設置について各地方産業保管監督部長に報告することが義務づけられている。奈良県は、中部近畿産業保安監督部近畿支部から、この報告に関する情報提供を得て、PCB特別措置法に基づく届出内容とあわせ、実態把握に努めている。

平成27年3月31日現在の使用状況は、表2-2のとおりである。

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分見込量

奈良県内のPCB廃棄物の処分見込量は、現在保管されているPCB廃棄物に現在使用されているPCB使用製品を加えた量とし、その種類別の処分見込量は表2-3のとおりである。

なお、今後新たにPCB廃棄物となるものが把握された場合は、順次、処分見込量にその量を加えることとする。

表 2 - 1 奈良県内のPCB廃棄物の保管量（平成27年3月31日現在）

種 別	単位	奈良県（奈良市を除く）		奈良市		合計（奈良県全域）	
		高濃度	低濃度	高濃度	低濃度	高濃度	低濃度
高压変圧器	台	44	139	0	18	44	157
高压コンデンサー	台	244	121	53	36	297	157
低压変圧器	台	0	15	0	3	0	18
低压コンデンサー	台	7,867	97	15	139	7,882	236
柱状変圧器	台	0	0	0	0	0	0
安定器	個	17,486	232	8,172	0	25,658	232
PCB	kg	0	4	0	0	0	4
PCBを含む油	kg	114.5	874.3	0	925.0	114.5	1,799.3
感圧複写紙	kg	0	0	0	6	0	6
ウエス	kg	141.8	99,361	1	44	142.8	99,405
その他機器	台	26	621	0	122	26	743
汚泥	kg	52	52	0	0	52	52
その他	kg	167.5	1,958	0	30	167.5	1,988

表 2 - 2 奈良県内のPCB使用製品の使用状況（平成27年3月31日現在）

種 別	単位	奈良県（奈良市を除く）		奈良市		合計（奈良県全域）	
		高濃度	低濃度	高濃度	低濃度	高濃度	低濃度
高压変圧器	台	0	149	0	0	0	149
高压コンデンサー	台	70	74	1	3	71	77
低压変圧器	台	0	1	0	0	0	1
低压コンデンサー	台	0	0	0	1	0	1
柱状変圧器	台	0	0	0	0	0	0
安定器	個	1,415	220	69	0	1,484	220
PCB	kg	0	0	0	0	0	0
PCBを含む油	kg	0	0	0	0	0	0
感圧複写紙	kg	0	0	0	0	0	0
ウエス	kg	0	0	0	0	0	0
その他機器	台	2	282	0	33	2	315
汚泥	kg	0	0	0	0	0	0
その他	kg	0	0	0	0	0	0

表 2 - 3 奈良県内の P C B 廃棄物処分見込量（平成27年 3 月31日現在）

種 別	単位	高濃度			低濃度		
		保管量 (A)	発生量 (B) ^{注)}	処分見込量 (A + B)	保管量 (A)	発生量 (B) ^{注)}	処分見込量 (A + B)
高压変圧器	台	44	0	44	157	149	306
高压コンデンサー	台	297	71	368	157	77	234
低压変圧器	台	0	0	0	18	1	19
低压コンデンサー	台	7,882	0	7,882	236	1	237
柱状変圧器	台	0	0	0	0	0	0
安定器	個	25,658	1,484	27,142	232	220	452
P C B	kg	0	0	0	4	0	4
P C B を含む油	kg	114.5	0	114.5	1,799.3	0	1,799.3
感圧複写紙	kg	0	0	0	6	0	6
ウエス	kg	142.8	0	142.8	99,405	0	99,405
その他機器	台	26	2	28	743	315	1,058
汚泥	kg	52	0	52	52	0	52
その他	kg	167.5	0	167.5	1,988	0	1,988

注) 平成27年 3 月31日現在で使用中の P C B を含んだ機器が、全て使用中止され P C B 廃棄物となるものとして集計

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制

1 拠点的広域処理施設による処理体制

高圧変圧器等の高濃度PCB廃棄物は、国のPCB廃棄物処理基本計画に基づき、拠点的広域処理施設である下記（１）、（２）、（３）の施設において処分する。

低濃度PCB廃棄物は下記（４）の無害化処理認定施設及び都道府県知事等許可施設において処分する。

（１）高圧変圧器・コンデンサー等

- ①事業者 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- ②事業場の名称 大阪PCB処理事業所
- ③住所 大阪府大阪市此花区北港白津2丁目
- ④対象物 高圧変圧器・コンデンサー等
- ⑤処理能力 2.0トン／日
- ⑥処分期間 表1に記載のとおり

（２）ポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部

- ①事業者 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- ②事業場の名称 豊田PCB処理事業所
- ③住所 愛知県豊田市細谷町3丁目
- ④対象物 ポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部
- ⑤処理能力 1.6トン／日
- ⑥処分期間 表1に記載のとおり

（３）安定器等・汚染物

- ①事業者 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- ②事業場の名称 北九州PCB処理事業所
- ③住所 福岡県北九州市若松区響町1丁目
- ④対象物 安定器等、汚染物（大阪事業所において処理するものを除く）
- ⑤処理能力 10.4トン／日
- ⑥処分期間 表1に記載のとおり

（４）低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物

低濃度PCB廃棄物の処分を行う施設は国のホームページに掲載されている（32施設、平成28年12月28日現在）。また、処分期間はPCB特別措置法で定める平成39年3月31日までとする。

2 収集運搬体制

PCB廃棄物の適正な処理にあたっては、処理施設の整備とともに、各PCB廃棄物保管事業場から処理施設までの安全な収集運搬体制の確立が重要であることから、国においては、平成14年3月に「PCB廃棄物収集運搬の基本的考え方（案）」を公表するとともに、「PCB廃棄物収集運搬技術調査検討会」を設置してPCB廃棄物の保管事業者や収集運搬業者などが留意すべき事項について検討を行い、この結果をもとに「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成23年8月改訂）を定め、収集運搬体制の整備を図っている。

さらに、平成21年11月に微量PCB汚染廃電気機器等を対象とした「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」が制定され、平成25年6月に上記ガイドラインを一部改定し、処理対象として低濃度PCB廃棄物を追加し、名称を「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」と改めた。これにより処理施設の能力に見合った適切な収集運搬体制が整備されている。また、保管事業者の多くは、その保管するPCB廃棄物がごく少量であることから、保管事業場から処理施設までの運搬を特別産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）に委託するものと考えられる。国は、廃棄物処理法施行規則を一部改正し、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可基準においてPCB廃棄物の収集運搬に関する規制の強化等を行った。奈良県及び奈良市は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社における受入体制の整備に協力するとともに、関係者（保管事業者、収集運搬業者等）に対し、計画的なPCB廃棄物処理の実施について啓発及び指導を行う。

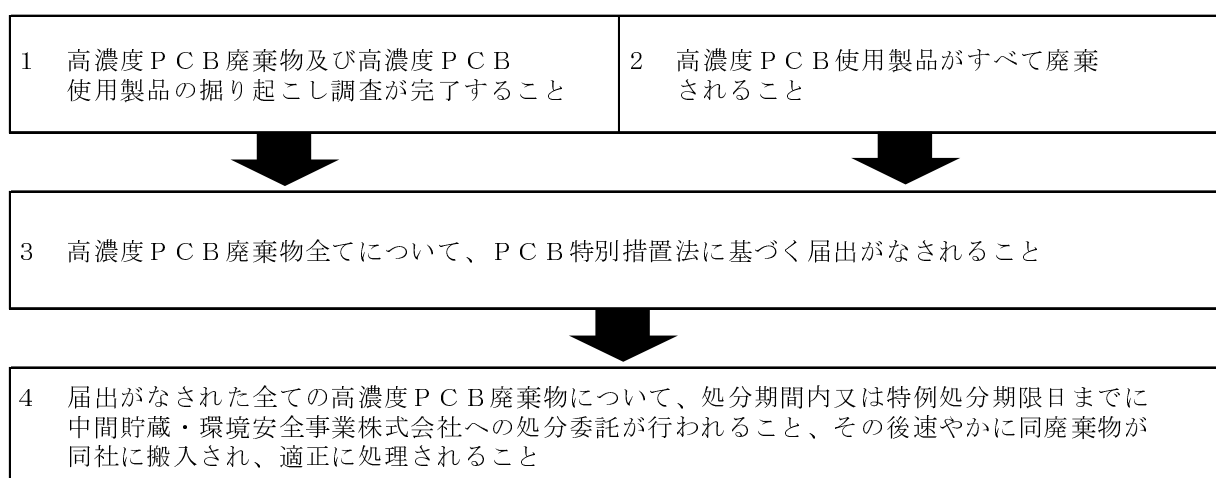
第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理の推進方策

第1節 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

本計画を達成するには、計画的処理完了期限内に下図の各項目を全て達成することが必要である。特に、最も早期の計画的処理完了期限が平成34年3月31日であることを踏まえ、各項目について進捗管理を行い、迅速に対応を進めなければならない。

高濃度PCB廃棄物の現在の処理の進捗状況を踏まえれば、計画的処理完了期限の達成は容易ではなく、危機意識を持って現時点で可能な手立てを全て尽くすことが必要である。

特に、高濃度PCB使用製品については、昭和47年以降その製造は行われなくなったにもかかわらず、約40年経過した現在においても、使用を継続されているものがあり、設備の経年劣化も懸念され、今もなお、高濃度PCB使用製品からPCBが漏れ出す事案が他県において現に発生している。計画的処理完了期限を達成するためにも、使用中の段階から必要な措置を講じなければならない。このため、PCB特別措置法及び電気事業法の二つの法制度を基本に、高濃度PCB使用製品を廃棄物として速やかに排出・処分させるための橋渡しを速やかに進める。



1 奈良県及び奈良市の役割

(1) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の実態把握

PCB特別措置法第5条第2項の規定により、都道府県は、PCB廃棄物等の状況を把握する責務を有するとされている。これを受け、奈良県は、奈良市と協力して次に掲げる施策を実施し、高濃度PCB廃棄物等の状況の全数把握に向けた取り組みを進めるものとする。

ア PCB特別措置法に基づき、事業者に対して、毎年度、「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」の提出期限の相当程度以前に、届出提出期限の周知及び届出書様式の送付を行い、毎年度の保管及び処分状況等の届出を確実にを行うよう誘導する。

イ 過去に、「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」により高濃度PCB廃棄物等について届け出たにもかかわらず、その後、届出を行わない事業者に対しては、郵便、電話等により届出の継続の指導を行うほか、適宜、職員が当該事業場を訪問し、担当者等に対面して届出を督促する。これらの指導によっても届出に応じない事業者に対しては、PCB特別措置法に基づき、厳正に対処し、事業者からの「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」の提出を徹底させる。

ウ PCB特別措置法に定める期限内に奈良県内すべての高濃度PCB廃棄物等が処理されるよう、未処理のPCB廃棄物等を網羅的に把握するための調査（以下「PCB掘り起こし調査」という。）を、国の定めた「未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の掘り起こし調査マニュアル」等を参考に実施し、高濃度PCB廃棄物等に係る未処理事業者一覧表を作成する。さらに、当該一覧表に記載された事業者に対し、毎年度の「PCB廃棄物等の保管及

び処分状況等届出書」による届出等の機会を通じて、処理の時期の確認を実施する。

エ 「PCB掘り起こし調査」等により、今後も新たな高濃度PCB廃棄物等の発生、把握が見込まれるため、工場、病院、学校等、潜在的に高濃度PCB廃棄物等を保管、使用している可能性がある事業場に対して、PCB廃棄物等の有無を問い合わせるほか、関係団体に対して未届のPCB廃棄物に関する情報提供について協力を要請するなど、高濃度PCB廃棄物等の全数把握に向けた取組を実施する。また、必要に応じてPCB特別措置法に基づく報告徴収や立入検査の権限を活用して高濃度PCB廃棄物等の保管及び所有の状況把握を行い、毎年度の「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」による届出を行うよう指導を行う。

(2) 適正処理推進のための監視、指導等

ア 奈良県及び奈良市は、保管事業場での保管における安全性の確保を図るため、各保管事業者が廃棄物処理法施行規則に定める特別管理産業廃棄物保管基準を遵守するよう指導を行う。また、PCBの生活環境中への漏洩が懸念される事業場に対しては、適宜立入検査を実施し、状況に応じた指導を行う。保管施設の改善に応じない保管事業者に対しては、廃棄物処理法に基づいて改善命令を発出するなど、厳正に対処する。

イ 奈良県及び奈良市は、高濃度PCB廃棄物がPCB特別措置法で定める期間内に安全かつ確実に処理されるよう、保管事業者に対して指導を行う。また、高濃度PCB使用製品の所有事業者に対しては、できるだけ早期に代替品への転換及びPCB特別措置法で定める期間内の確実な廃棄を進めるよう、所有事業者に対して指導を行う。保管事業者による処理の状況を踏まえ、必要に応じてPCB特別措置法に基づく改善命令の発出、高濃度PCB廃棄物の適正な処理上の支障が生じた場合等における行政代執行等、厳正に対処する。

ウ 奈良県及び奈良市も高濃度PCB廃棄物等を保管・所有する事業者であることから、自ら率先してその保管・所有する高濃度PCB廃棄物等の処分委託・廃棄を早期に進める。

エ 奈良県及び奈良市は、高濃度PCB廃棄物の収集運搬中の漏洩、飛散の防止及び安全かつ効率的な収集運搬が行われるよう、収集運搬業者に対し、国が定めたPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及び広域協議会等が定める輸送規制等を遵守するよう監視、指導を行う。

オ 高濃度PCB廃棄物は、工場の増改築や解体時に誤って処分される可能性があるため、建設業者、解体業者等に対して、他の廃棄物と混在させることのないよう、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関するパトロール等の機会を通じて、奈良県及び奈良市は、高濃度PCB廃棄物の事前点検、他の廃棄物と分別して保管事業者を引き渡すことについて指導を行う。

(3) 計画的処理を行うための調整及び計画的搬入

PCB廃棄物は、処理施設の状況や処理能力などから計画的な処理が求められる。国のPCB廃棄物処理基本計画において、高濃度PCB廃棄物の計画的な処理を確保するためには関係する都道府県等及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整を行うとともに、拠点的広域処理施設への計画的な搬入の方針及び高濃度PCB使用製品の確実な廃棄の方針を策定することが定められている。

ア 奈良県内に存する高濃度PCB廃棄物の計画的な搬入については、保管事業者と中間貯蔵・環境安全事業株式会社の相互の調整に基づき実施するものとし、奈良県及び奈良市は、県内の高濃度PCB廃棄物の搬入量について規模や現状、高濃度PCB廃棄物の性状や保管状況を踏まえて、安定的な搬入が確保できるよう中間貯蔵・環境安全事業株式会社及び関係府県市と調整を図ることとする。

イ 奈良県及び奈良市は、高濃度PCB廃棄物の計画的な処理及び高濃度PCB使用製品の確実な廃棄を確保するために必要な関係府県市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整を行う枠組みとして、広域協議会等を積極的に活用する。また、拠点的広域処理施設への計画的な搬入の方針について、関係府県市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社と協議を行う。さらに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の受入基準、処理体制等に関して関係機関（排出事業者、収集運搬業者）に指導を行い、高濃度PCB廃棄物の円滑な適正処理に努める。

(4) 関係機関との連携

- ア 奈良県及び奈良市は、拠点的広域処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社各PCB処理事業所において、近畿2府4県の高濃度PCB廃棄物が計画的に処理されるよう、広域協議会等において、関係自治体の処理計画や緊急時の連絡体制の整備など必要な事項について調整を図る。また、重点搬入期間等において保管事業者が計画的に処理を進めるよう、必要な指導を行う。
- イ 現在使用中の高濃度PCB使用製品については、奈良県及び奈良市は、「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」等を活用し、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者と協力して、各法に基づく届出情報を整理・更新し、高濃度PCB使用製品の使用状況を的確に把握することにより、PCB廃棄物等の未処理事業者の一覧表を作成する。当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、PCB特別措置法で定められた期間内に廃棄及び処理が行われるよう、必要な指導を行う。
- ウ 業務用照明器具用安定器等の電気工作物に該当しない高濃度PCB使用製品についても、奈良県及び奈良市は、「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」等を活用し、国、電気保安関係者、製造者等と協力して、安定器廃止に向けた周知、所有事業者の掘り起こしを行い、PCB廃棄物等の未処理事業者の一覧表に掲載する。当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、PCB特別措置法で定められた期間内に廃棄及び処理が行われるよう、必要な指導を行う。
- エ 高濃度PCB廃棄物についても、奈良県及び奈良市は、「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」等を活用し、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力して、保管事業者の掘り起こしを行い、PCB廃棄物等の未処理事業者の一覧表に掲載する。当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、PCB特別措置法で定められた期間内に処理が行われるよう、必要な指導を行う。
- オ 奈良市内に存する保管事業者、所有事業者及び収集運搬業者への指導については、保健所設置市である奈良市が行うこととなっている。県内高濃度PCB廃棄物等の計画的処理を統一的に実施するため、奈良県と奈良市は各々が保有する情報の共有化を進めるとともに、保管事業者及び所有事業者への啓発、指導の統一的実施を図るなど、相互に協力して効率的に施策を実施する。
- カ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理施設が設置されている地元自治体に対しては、高濃度PCB廃棄物の処理に関して重要な役割を果たしていることに鑑み、広域協議会等を通じて、奈良県及び奈良市は当該地元自治体に対して必要な協力を行う。
- キ 緊急時の対応
収集運搬については、奈良県及び奈良市が関係機関と連携して早急に適正な対処にあたるものとする。処理における緊急時の対応は広域協議会等及び関係行政と奈良県及び奈良市が連携、協力してあたる。

(5) 県民、事業者等の理解を深めるための方策

PCB特別措置法第5条第3項の規定により、国、都道府県及び市町村は、高濃度PCB廃棄物の適正処理を推進するため、国民、保管事業者、所有事業者及び製造者等の理解を深めるよう努力する責務を有するとされている。奈良県内においても、高濃度PCB廃棄物の保管及び高濃度PCB使用製品の使用期間が長期化し、その処理について不安が生じるおそれがあるため、奈良県及び奈良市は、PCBに関する情報を積極的に提供し、また公開する必要がある。

奈良県及び奈良市が、県民、保管事業者及び所有事業者に対して提供し、また、公開する情報としては、県内に存する保管事業者、所有事業者及びその保管、所有状況に関する情報、高濃度PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、PCB廃棄物の性状及び安全性の確保に関する情報等がある。

これらの情報を提供、公開するための施策として、以下のことを行うものとする。

- ア 県民に対しては、奈良県等が有する広報媒体を活用し周知するほか、国、奈良県、中間貯蔵・環境安全事業株式会社等が作成したパンフレット等を、奈良県、市町村の窓口に設置す

ることとする。県内に存するPCB廃棄物の保管事業所数及び保管数量、PCB使用製品の所有事業所数及び所有数量に関する情報のうち、PCB特別措置法により公開が定められた情報については、県庁舎及び市庁舎において文書により公開するとともに、電子媒体による情報提供を実施する。

イ 保管事業者及び所有事業者に対しては、定期的に、PCB廃棄物に関する法令の情報、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に関する情報、PCB廃棄物処理基金に関する情報等を提供する。

ウ また、高濃度PCB廃棄物の適正保管に関する情報については、保管事業者に対して文書やホームページ等により積極的に啓発するほか、関係団体に対し、その取引等行う保管事業者におけるPCB廃棄物の保管方法の適正化について指導を行うよう協力を要請する。

エ 奈良県及び奈良市も高濃度PCB廃棄物等を保管・所有する事業者であることから、奈良県及び奈良市が管理する施設、事務所、事業所等について、高濃度PCB廃棄物等の保管・所有実態を調査し、その結果を毎年度公表する。

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による処理の推進

産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」（廃棄物処理法第3条）とされており、PCB廃棄物についても、当然にその保管事業者の費用負担において処理されなければならない。しかしながら、高濃度PCB廃棄物は、その性状から長期間にわたって適正に処理を行う手段がなく、実質的に事業者による処理責任の履行が制限されてきた。また、高濃度PCB廃棄物の保管の長期化は、中小事業者等にとっては、人的また経済的に大きな負担となってきたところである。このような現状にかんがみ、国は、平成13年度、PCB廃棄物処理基金を環境事業団（平成16年4月1日以降は独立行政法人環境再生保全機構に承継）内に造成し、この資金をもって、中間貯蔵・環境安全事業株式会社及び環境大臣が指定する者が行うPCB廃棄物の処理事業において中小事業者等が高濃度PCB廃棄物を処理する際に要する費用の一部を助成することとした。

奈良県は、この趣旨に賛同し、当該基金造成にかかる都道府県負担分として毎年この基金に出えんしているが、県内の高濃度PCB廃棄物の早期処理を促進するため、引き続き基金に出えんする。基金の仕組みについては図2のとおりである。

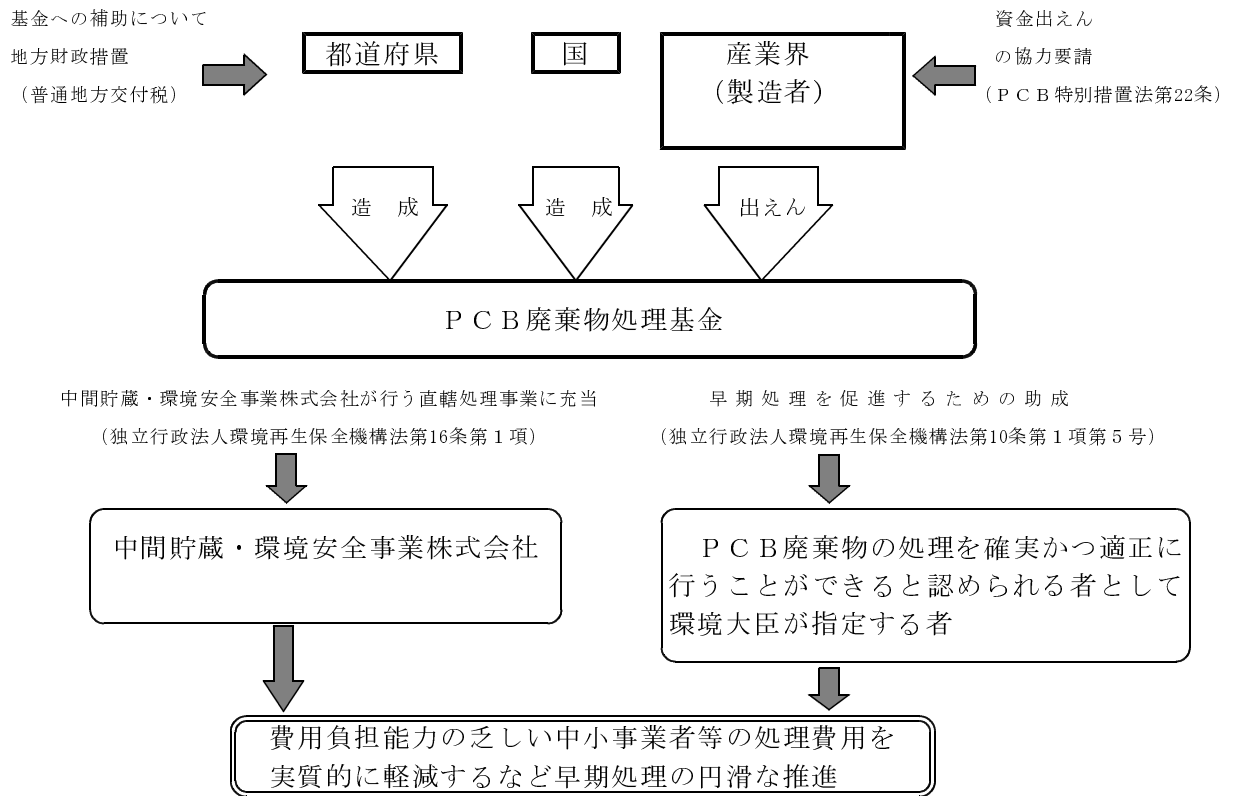


図2 P C B 廃棄物処理基金の仕組み

2 保管事業者及び所有事業者の役割

保管事業者は、PCB特別措置法及び廃棄物処理法に基づき、自らの責任においてPCB特別措置法で定める期間内に高濃度PCB廃棄物を確実かつ適正に処理しなければならない。また、所有事業者は、PCB特別措置法で定める期間内にその高濃度PCB使用製品を廃棄し、適正に処理しなければならない。

保管事業者は、これら関係法令の定めを遵守するとともに、次の事項ア～エを履行する必要がある。また、所有事業者は、これら関係法令及び電気事業法の定めを遵守するとともに、次の事項オ～クを履行する必要がある。

- ア 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、高濃度PCB廃棄物の保管から処分に至るまでの管理を適切に行う。
- イ 処分を委託する際は、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、PCB特別措置法で定める期間内に確実に処分するため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社と十分な調整を行い、委託する時期を定めるなど計画的な処分に努める。なお、処分を委託する際は、収集運搬業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理状況等を確認する。
- ウ 高濃度PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するために国、奈良県、市町村が実施する施策に協力する。また、高濃度PCB廃棄物の処理に対する県民の不安を払拭するため、自ら保管する高濃度PCB廃棄物の情報の公開に努める。
- エ 多量の高濃度PCB廃棄物を保管する事業者については、奈良県PCB廃棄物処理計画に即し、及び奈良県、奈良市の指導等に従い、高濃度PCB廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分にに関する事項を定めた計画を策定する。
- オ PCB特別措置法又は電気事業法の規定に基づき、高濃度PCB使用製品をPCB特別措置法で定める期間内に計画的かつ適正に廃棄しなければならない。また、廃棄後は特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、高濃度PCB廃棄物として保管から処分に至るまでの管理を適切に行う。
- カ 処分を委託する際は、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、PCB特別措置法で定める期間内に確実に処分するため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社と十分な調整を行い、委託する時期を定めるなど計画的な処分に努める。なお、処分を委託する際は、収集運搬業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理状況等を確認する。
- キ 高濃度PCB使用製品の計画的・効率的な処理を確保するために国、奈良県、市町村が実施する施策に協力する。
- ク 多量の高濃度PCB使用製品を所有する事業者については、奈良県PCB廃棄物処理計画に即し、及び奈良県、奈良市の指導等に従い、PCB特別措置法で定める期間内に計画的かつ適正な廃棄、廃棄後の高濃度PCB廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分にに関する事項を定めた計画を策定する。

3 家電製品製造者の役割

一般家庭における家電製品のうち、昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、PCBを使用した部品を含む可能性がある。これらのうち、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象とするテレビ及びルームクーラーについては、製造者がPCBが使用された部品を取りはずし保管する。また、市町村が収集した電子レンジについても同様とする。

4 収集運搬業者の役割

収集運搬業者及び自ら高濃度PCB廃棄物の収集運搬を行う者は、高濃度PCB廃棄物の収集運搬が確実かつ適正に行われるよう次の事項を履行する必要がある。

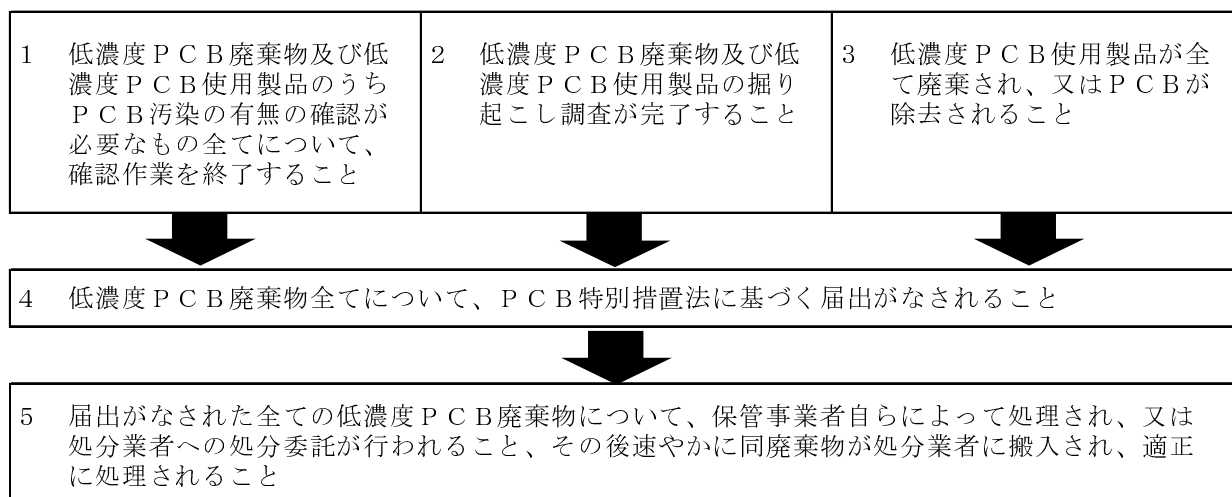
- ア 廃棄物処理法で定める特別管理産業廃棄物収集運搬基準、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン並びに、広域協議会等が定める輸送規制等を遵守する。
- イ 収集運搬時の事故等、緊急時に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- ウ 奈良県内には少量の高濃度PCB廃棄物を保管する事業者が多数存在し、PCB廃棄物の種類も多岐にわたることから、収集運搬業者は、安全かつ効率的に処理施設への搬入が行われるよう、保管事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社と十分な調整を行い、運搬車両ごとの運行管理を適切に行う。
- エ 高濃度PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、奈良県、市町村が実施する施策に協力する。

5 その他関係者の役割

高濃度PCB廃棄物の適正な処理の推進にあたっては、行政、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、保管事業者、収集運搬業者だけでなく、高圧コンデンサー等の機器に関して、PCBが含まれているか否かなどの情報を持っているPCBを製造した者及び高濃度PCB使用機器を製造した者など多くの関係者が、連携、協力して効率的かつ計画的に高濃度PCB廃棄物の円滑な処理のために実施する施策に協力しなければならない。

第2節 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

保管事業者は、低濃度PCB廃棄物を平成39年3月31日までに自ら処分し、又は処分委託しなければならない。これを確実に達成するため、下図の各項目について関係者が連携して取組を進め、その進捗管理を行う。その際、PCB特別措置法制定以降に低濃度PCBの問題が発覚したため使用中のものが相当数あることが想定されること、微量のPCB汚染の原因を踏まえ、関係者が共通の理解の下で納得してこれの処理を行うことが重要であること、低濃度PCB廃棄物の処理体制については整備の途上であり、その充実・多様化を図ることが重要であることなど、高濃度PCB廃棄物とは状況・事情が異なる点にも留意することが必要である。



1 奈良県及び奈良市の役割

(1) 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の実態把握

PCB特別措置法第5条第2項の規定により、都道府県は、PCB廃棄物等の状況を把握する責務を有するとされている。これを受け、奈良県は、奈良市と協力して次に掲げる施策を実施し、低濃度PCB廃棄物等の状況の全数把握に向けた取組を進めるものとする。

ア PCB特別措置法に基づき、事業者に対して、毎年度、「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」の提出期限の相当程度以前に、届出提出期限の周知及び届出書様式の送付を行い、毎年度の保管及び処分状況等の届出を確実にを行うよう誘導する。

イ 過去に、「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」により低濃度PCB廃棄物等について届け出たにもかかわらず、その後、届出を行わない事業者に対しては、郵便、電話等により届出の継続の指導を行うほか、適宜、職員が当該事業場を訪問し、担当者等に対面して届出を督促する。これらの指導によっても届出に応じない事業者に対しては、PCB特別措置法に基づき、厳正に対処し、事業者からの「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」の提出を徹底させる。

ウ PCB特別措置法に定める期間内に奈良県内すべての低濃度PCB廃棄物が処理されるよう、「PCB掘り起こし調査」を、国の定めた「未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の掘り起こし調査マニュアル」等を参考に実施し、PCB廃棄物等に係る未処理事業者一覧表を作成する。さらに、当該一覧表に記載された事業者に対し、毎年度の「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」による届出等の機会を通じて、処理の時期の確認を実施する。

エ 「PCB掘り起こし調査」等により、今後も新たな低濃度PCB廃棄物の発生、把握が見込まれるため、工場、病院、学校等、潜在的に低濃度PCB廃棄物を保管、使用している可能性がある事業場に対して、PCB廃棄物等の有無を問い合わせるほか、関係団体に対して未届の低濃度PCB廃棄物に関する情報提供について協力を要請するなど、低濃度PCB廃棄物の実態把握に向けた取組を実施する。

(2) 適正処理推進のための監視、指導等

- ア 奈良県及び奈良市は、保管事業場での保管における安全性の確保を図るため、各保管事業者が廃棄物処理法施行規則に定める特別管理産業廃棄物保管基準を遵守するよう指導を行う。また、PCBの生活環境中への漏洩が懸念される事業場に対しては、適宜立入検査を実施し、状況に応じた指導を実施する。保管施設の改善に応じない保管事業者に対しては、廃棄物処理法に基づいて改善命令を発出するなど、厳正に対処する。
- イ 奈良県及び奈良市は、低濃度PCB廃棄物がPCB特別措置法で定める期間内に安全かつ確実に処理されるよう、保管事業者に対して指導を行う。さらに、保管事業者による処理の状況を踏まえ、必要に応じてPCB特別措置法に基づく改善命令の発出等、厳正に対処する。また、低濃度PCB使用製品の所有事業者に対しても、低濃度PCB使用製品の廃棄又はPCBの除去に努めるよう保管事業者及び所有事業者へ周知、啓発を図る。
- ウ 奈良県及び奈良市も低濃度PCB廃棄物等を保管・所有する事業者であることから、自ら率先してその保管・所有する低濃度PCB廃棄物の処分委託を確実にを行い、低濃度PCB使用製品についても廃棄又はPCBの除去に努める。
- エ 奈良県及び奈良市は、低濃度PCB廃棄物の収集運搬中の漏洩、飛散の防止及び安全かつ効率的な収集運搬が行われるよう、収集運搬業者に対し、国が定めた低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン並びに広域協議会等が定める輸送規制等を遵守するよう監視、指導を行う。
- オ 低濃度PCB廃棄物は、工場の増改築や解体時に誤って処分される可能性があるため、建設業者、解体業者等に対して、他の廃棄物と混在させないように、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関するパトロール等の機会を通じて、奈良県及び奈良市は、低濃度PCB廃棄物の事前点検、他の廃棄物と分別して保管事業者に引き渡すことについて指導を行う。

(3) 関係機関との連携

- ア 現在使用中の低濃度PCB使用製品については、奈良県及び奈良市は、「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」等を活用し、国、電気保安関係等の事業者と協力して、各法に基づく届出情報を整理・更新し、低濃度PCB使用製品の使用状況を的確に把握することにより、PCB廃棄物等の未処理事業者の一覧表を作成する。また、低濃度PCB使用製品の所有事業者に対して、低濃度PCB使用製品の廃棄又はPCBの除去に努めるよう周知、啓発を図る。
- イ 低濃度PCB廃棄物についても、奈良県及び奈良市は、「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」等を活用し、国、電気保安関係等の事業者等と協力して、保管事業者の掘り起こしを行い、PCB廃棄物等の未処理事業者の一覧表に掲載する。当該一覧表に掲載された保管事業者に対して、PCB廃棄物の処理の時期を確認するとともに、PCB特別措置法で定められた期間内に処理が行われるよう指導を行う。
- ウ 奈良市内に存する保管事業者、所有事業者及び収集運搬業者への指導については、保健所設置市である奈良市が行うこととなっている。県内低濃度PCB廃棄物の計画的処理を統一するために、奈良県と奈良市は各々が保有する情報の共有化を進めるとともに、保管事業者及び所有事業者への啓発、指導の統一の実施を図るなど、相互に協力して効率的に施策を実施することとする。
- エ 緊急時の対応
収集運搬については、奈良県及び奈良市が関係機関と連携して早急に適正な対処にあたるものとする。処理における緊急時の対応は広域協議会等及び関係行政と奈良県及び奈良市が連携、協力してあたる。

(4) 県民、事業者等の理解を深めるための方策

PCB特別措置法第5条第3項の規定により、国、都道府県及び市町村は、PCB廃棄物の適正処理を推進するため、国民、保管事業者、所有事業者及び製造者等の理解を深めるよう努力する責務を有するとされている。そのため、奈良県及び奈良市は、PCBに関する情報を積極的に提供し、また公開する必要がある。

奈良県及び奈良市が、県民、保管事業者及び所有事業者に対して提供し、また、公開する情

報としては、県内に存する保管事業者、所有事業者及びその保管、所有状況に関する情報、P C B廃棄物の計画的処理に関する情報、P C B廃棄物の性状及び安全性の確保に関する情報等がある。

これらの情報を提供、公開するための施策として、以下のことを行うものとする。

- ア 県民に対しては、奈良県等が有する広報媒体を活用し周知するほか、国、奈良県等が作成したパンフレット等を、奈良県、市町村の窓口を設置することとする。県内に存するP C B廃棄物の保管事業所数及び保管数量、P C B使用製品の所有事業所数及び所有数量に関する情報のうち、P C B特別措置法により公開が定められた情報については、県庁舎及び市庁舎において文書により公開するとともに、電子媒体による情報提供を実施する。
- イ 保管事業者及び所有事業者に対しては、定期的に、低濃度P C B廃棄物に関する法令の情報、無害化処理認定施設及び都道府県知事等許可施設に関する情報等を提供する。
- ウ P C B廃棄物の適正保管に関する情報については、保管事業者に対して文書やホームページ等により積極的に啓発するほか、関係団体に対し、その取引等行う保管事業者におけるP C B廃棄物の保管方法の適正化について指導を行うよう協力を要請する。
- エ 奈良県及び奈良市も低濃度P C B廃棄物等を保管・所有する事業者であることから、奈良県及び奈良市が管理する施設、事務所、事業所等について、低濃度P C B廃棄物等の保管・所有実態を調査する。

2 保管事業者及び所有事業者の役割

保管事業者は、P C B特別措置法及び廃棄物処理法に基づき、自らの責任においてP C B特別措置法で定める期間内に低濃度P C B廃棄物を確実にかつ適正に処理しなければならない。

保管事業者は、これら関係法令の定めを遵守するとともに、次の事項ア～エを履行する必要がある。また、所有事業者は、これら関係法令及び電気事業法の定めを遵守するとともに、次の事項オ～クを履行する必要がある。

- ア 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、低濃度P C B廃棄物の保管から処分に至るまでの管理を適切に行う。
- イ 処分を委託する際は、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、P C B特別措置法で定める期間内に確実に処分するため、処分業者と十分な調整を行い、委託する時期を定めるなど計画的な処分に努める。なお、処分を委託する際は、収集運搬業者及び処分業者の処理状況等を確認する。
- ウ 低濃度P C B廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するために国、奈良県、市町村が実施する施策に協力する。また、低濃度P C B廃棄物の処理に対する県民の不安を払拭するため、自ら保管する低濃度P C B廃棄物の情報の公開に努める。
- エ 多量の低濃度P C B廃棄物を保管する事業者については、奈良県P C B廃棄物処理計画に即し、及び奈良県、奈良市の指導等に従い、低濃度P C B廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定する。
- オ 低濃度P C B使用製品についても廃棄し、又はP C Bを除去するよう努めなければならない。また、廃棄後は特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、低濃度P C B廃棄物として保管から処分に至るまでの管理を適切に行う。
- カ 処分を委託する際は、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、P C B特別措置法で定める期間内に確実に処分するため、処分業者と十分な調整を行い、委託する時期を定めるなど計画的な処分に努める。なお、処分を委託する際は、収集運搬業者及び処分業者の処理状況等を確認する。
- キ 低濃度P C B使用製品の計画的・効率的な処理を確保するために国、奈良県、市町村が実施する施策に協力する。
- ク 多量の低濃度P C B使用製品を所有する事業者については、奈良県P C B廃棄物処理計画に

即し、及び奈良県、奈良市の指導等に従い、低濃度PCB廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定する。

3 収集運搬業者の役割

収集運搬業者及び自ら低濃度PCB廃棄物の収集運搬を行う者は、低濃度PCB廃棄物の収集運搬が確実かつ適正に行われるよう次の事項を履行する必要がある。

- ア 廃棄物処理法で定める特別管理産業廃棄物収集運搬基準、低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン並びに広域協議会等が定める輸送規制等を遵守する。
- イ 収集運搬時の事故等、緊急時に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- ウ 奈良県内には少量の低濃度PCB廃棄物を保管する事業者が多数存在し、PCB廃棄物の種類も多岐にわたることから、収集運搬業者は、安全かつ効率的に処理施設への搬入が行われるよう、保管事業者及び処分業者と十分な調整を行い、運搬車両ごとの運行管理を適切に行う。
- エ 低濃度PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、奈良県、市町村が実施する施策に協力する。

4 処分業者等の役割

処分業者及び自ら低濃度PCB廃棄物の処分を行う者は、低濃度PCB廃棄物の処分が確実かつ適正に行われるよう次の事項を履行する必要がある。

- ア 処理施設の整備及び稼働に際しては、廃棄物処理法で定める処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準を遵守するとともに、同法で定める処分の基準を遵守しなければならない。
- イ 処分業者は、低濃度PCB廃棄物が第3章で定める廃棄物の種類、処理施設、処理完了期限の区分に従って、確実かつ適正に処理ができるよう受入基準及び受入計画を定め、保管事業者及び収集運搬業者等と十分な調整を行い、計画的な処分を行う。
- ウ 低濃度PCB廃棄物の搬入及び処分の状況並びに排出モニタリング結果等、低濃度PCB廃棄物の処理に関する情報の公開を積極的に行い、低濃度PCB廃棄物の処理についての理解と信頼を得るように努める。
- エ 緊急時に適切に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- オ 低濃度PCB廃棄物については、保管事業者において長期間の保管が継続してきたことから、破産等により継続的な保管場所の確保ができなくなったもの及び容器の破損等により生活環境保全上の支障が生ずるおそれのあるものについて、奈良県、奈良市から早急に処理するよう要請があった場合は、速やかに処理できるように協力する。
- カ 低濃度PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、奈良県、市町村が実施する施策に協力する。

5 その他関係者の役割

低濃度PCB廃棄物の適正な処理の推進にあたっては、行政、保管事業者、収集運搬業者、製造者等が、連携、協力して効率的かつ計画的に低濃度PCB廃棄物の円滑な処理のために実施する施策に協力しなければならない。